協議離婚　記入例

鉛筆や消えるボールペンは使用できません

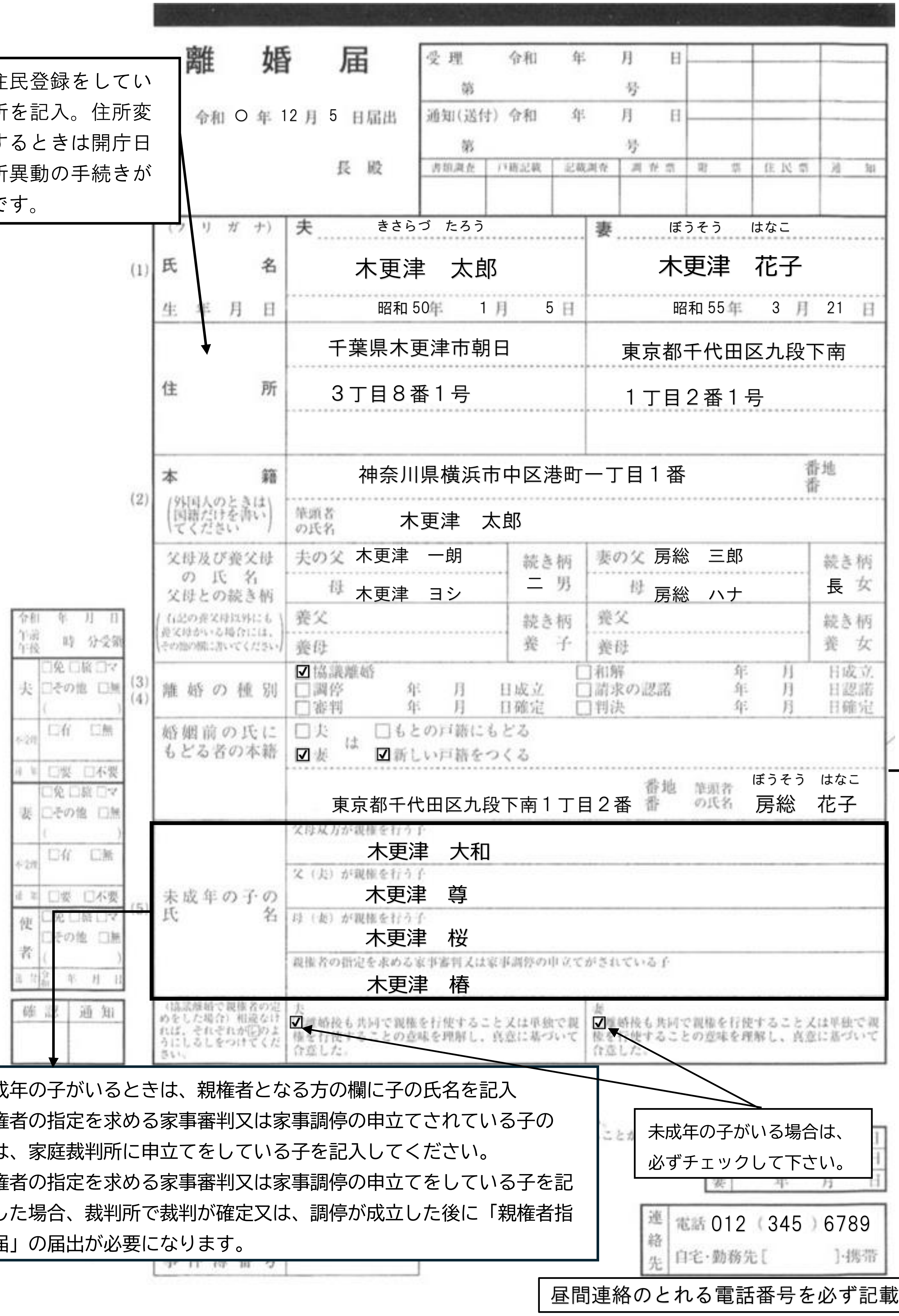

離　婚　届

令和 ○ 年 12 月 5 日届出

長　殿

受理　令和　年　月　日						
第　号						
通知（送付）令和　年　月　日						
第　号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

		夫	妻
	（フリガナ）	きさらづ　たろう	ぼうそう　はなこ
(1)	氏名	木更津　太郎	木更津　花子
	生年月日	昭和 50年　1 月　5 日	昭和 55 年　3 月　21 日
	住所	千葉県木更津市朝日 ３丁目８番１号	東京都千代田区九段下南 １丁目２番１号

(2)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	神奈川県横浜市中区港町一丁目１番　番地 番 筆頭者の氏名　木更津　太郎
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください）	夫の父　木更津　一朗　母　木更津　ヨシ　続き柄　二男 養父　養母　続き柄　養子 妻の父　房総　三郎　母　房総　ハナ　続き柄　長女 養父　養母　続き柄　養女
(3)(4)	離婚の種別	☑協議離婚　□調停　年　月　日成立　□審判　年　月　日確定 □和解　年　月　日成立　□請求の認諾　年　月　日認諾　□判決　年　月　日確定
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫　☑妻　は　□もとの戸籍にもどる　☑新しい戸籍をつくる 東京都千代田区九段下南１丁目２番　番地 番　筆頭者の氏名　ぼうそう　はなこ　房総　花子
(5)	未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子　木更津　大和 父（夫）が親権を行う子　木更津　尊 母（妻）が親権を行う子　木更津　桜 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子　木更津　椿
	（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	夫　☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。 妻　☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

令和　年　月　日 午前 午後　時　分受領	
夫	□免 □旅 □マ □その他 □無 （　）
不受理	□有 □無
	□要 □不要
妻	□免 □旅 □マ □その他 □無 （　）
不受理	□有 □無
	□要 □不要
使者	□免 □旅 □マ □その他 □無 （　）
通知	年　月　日
確認	通知

連絡先　電話 012（345）6789　自宅・勤務先［　］・携帯

現在住民登録をしている住所を記入。住所変更をするときは開庁日に住所異動の手続きが必要です。

未成年の子がいるときは、親権者となる方の欄に子の氏名を記入

親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てされている子の欄は、家庭裁判所に申立てをしている子を記入してください。

親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てをしている子を記入した場合、裁判所で裁判が確定又は、調停が成立した後に「親権者指定届」の届出が必要になります。

未成年の子がいる場合は、必ずチェックして下さい。

昼間連絡のとれる電話番号を必ず記載。

離婚後の未成年の子の親権は、父母のどちらか一方に定めなければなりませんでした(単独親権)が、民法改正に伴い、これまでの単独親権に加え、離婚後の未成年の子の親権を父母が共同で行うこと(共同親権)も選択できるようになります。

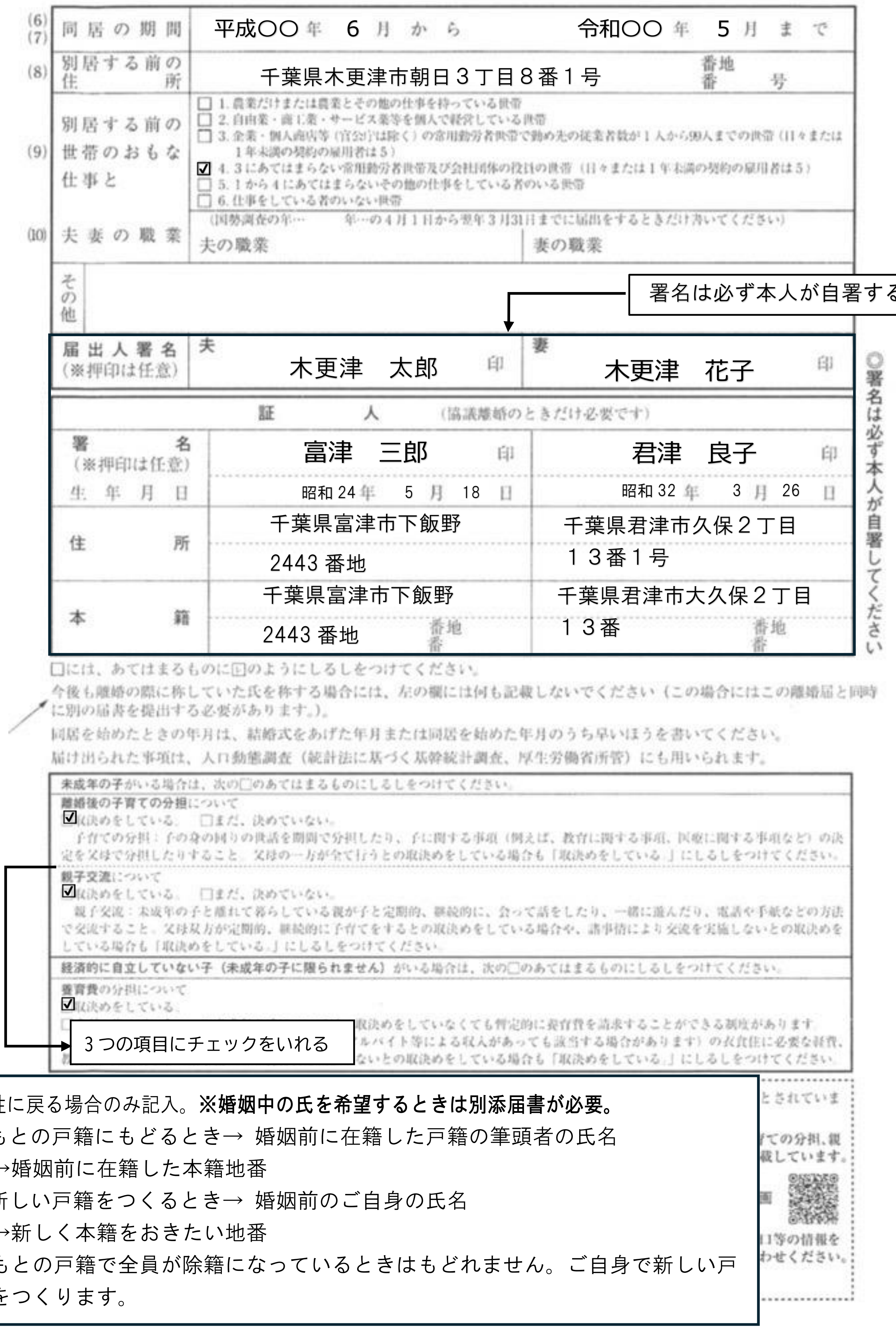

(6)(7)	同居の期間	平成〇〇 年　6 月から　令和〇〇 年　5 月まで
(8)	別居する前の住所	千葉県木更津市朝日３丁目８番１号　番地 番　号
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	□ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） ☑ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯
(10)	夫妻の職業	（国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業　妻の職業
	その他	

	夫	妻
届出人署名（※押印は任意）	木更津　太郎　印	木更津　花子　印

証　人（協議離婚のときだけ必要です）

署名（※押印は任意）	富津　三郎　印	君津　良子　印
生年月日	昭和 24 年　5 月　18 日	昭和 32 年　3 月　26 日
住所	千葉県富津市下飯野 2443 番地	千葉県君津市久保２丁目 １３番１号
本籍	千葉県富津市下飯野 2443 番地　番地 番	千葉県君津市大久保２丁目 １３番　番地 番

◎署名は必ず本人が自署してください

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

☑取決めをしている。　□まだ、決めていない。

子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について

☑取決めをしている。　□まだ、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について

☑取決めをしている。

□ …取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります …ルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、…ないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

署名は必ず本人が自署する。

３つの項目にチェックをいれる

旧姓に戻る場合のみ記入。**※婚姻中の氏を希望するときは別添届書が必要。**

☑もとの戸籍にもどるとき→ 婚姻前に在籍した戸籍の筆頭者の氏名

→婚姻前に在籍した本籍地番

☑新しい戸籍をつくるとき→ 婚姻前のご自身の氏名

→新しく本籍をおきたい地番

※もとの戸籍で全員が除籍になっているときはもどれません。ご自身で新しい戸籍をつくります。